



手続き・申請

浄化槽設置に補助金があります

問 谷和原庁舎下水道課 ☎58・2111 (内線3303)

市では、生活排水による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の設置者に対し、設置費用の補助事業を実施しています。

■補助対象

○次の区域を除いた市内全域
・公共下水道事業認可区域

※ただし、公共下水道認可区域であっても下水道の整備が7年以上見込まれない場合においてはこの限りではない。

○市税を滞納していないこと
■補助金額

○単独浄化槽または汲み取り槽からの転換

【通常型浄化槽】

◎規格・補助金額

5人槽：29万4000円

7人槽：34万2000円

【高度処理型浄化槽（N型）】

◎規格・補助金額

5人槽：（転換）64万5000円

7人槽：（転換）77万2000円

○転換に伴う単独浄化槽の撤去

撤去費9万円

○合併浄化槽から合併浄化槽へ

の転換

【通常型浄化槽】

◎規格・補助金

5人槽：9万8000円

7人槽：11万4000円

【高度処理型浄化槽（N型）】

◎規格・補助金額

5人槽：14万8000円

7人槽：16万2000円

※牛久沼流域については、「高度処理型」の設置補助となり、

その他の補助対象地域については、「通常型」の補助となります。
■受付期限
11月30日(月)
※補助の対象となるのは、令和3年3月末日工事完了のものに限りです。詳しくは下水道課までお問い合わせください。



環境・くらし

資源物の持ち去り防止にご協力を

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111 (内線3306)

見かけたら通報を

市では、ご家庭から集積所に

出された資源物の適正なりサイクルに努めています。しかし、集積所に出された資源物を市の委託業者が収集する前に、無断で持ち去られていると市に通報が寄せられています。

行為者に直接注意をすると逆上してトラブルになる恐れがあり危険ですので、安易に近づいたり、注意したりしないでください。

市民の皆さんが持ち去り行為を見かけた場合は、情報提供にご協力をお願いいたします。
日時や場所、車のナンバーなどをわかる範囲で

次の情報のなかで分かった範囲で構いませんので、市生活環境課または常総警察署へご連絡ください。

- ・発見した日時と場所
- ・車両のナンバーや車種・色
- ・持ち去った資源物の種類と量
- ・人物の特徴

ペットを飼うときのマナーと義務

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58 - 2111 (内線3301)



犬を放し飼いにすると、かみつき事故を起こしたり、迷子になったり、さらには交通事故にあったりとさまざまな事件事故の原因になります。犬は必ずつないで飼ってください。

■フンの始末は飼い主で

犬のフンを放置すると景観や衛生面において近隣住民の生活に悪影響を及ぼします。

近年、フンの放置に関する相談が増加傾向にあり、多くの方が迷惑しています。

散歩のときは、フンを片付ける道具を持ち、飼い犬のフンは、飼い主が責任をもって処理してください。

■猫は室内で飼いましょう

屋外は猫にとって交通事故などの危険がいっぱいです。また、フン尿やいたずらで近隣の迷惑になることもあります。このような危険やトラブルを避けるために、猫は屋内で飼いましょう。

■野良猫にエサを与えないで

野良猫にエサを与えると、野良猫が集まり近隣の迷惑になるだけでなく、交通事故などで死亡する猫を増やすことにもなります。飼う意思がないのであれば絶対にエサを与えないでください。

■犬はつないで飼いましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。